

○東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例

(条文のみ抜粋)

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、資源物の再利用を促進するとともに、廃棄物及び資源物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型都市の形成を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(4)資源物 廃棄物のうち、古紙、びん、缶等、再利用の対象となる物として板橋区規則(以下「規則」という。)で定める資源物をいう。

(5)再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(6)集積所 区民及び事業者が廃棄物及び資源物を集積する場所として規則で定める場所をいう。

第2節 区長の責務等

(基本的責務)

第3条 区長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理を図らなければならない。

2 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する事業の実施に当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、効率的な運営をしなければならない。

3 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する区民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(事業に関する情報の提供)

第5条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関し、事業の執行及び環境への負荷に関する状況を常に区民に明らかにしなければならない。

2 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する区民及び事業者の活動に資するため、その活動内容その他の廃棄物に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

(区民及び事業者の意見反映)

第6条 区長は、一般廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理について、区民及び事業者の意見を施策に反映するよう努めなければならない。

(東京都板橋区資源環境審議会への諮問)

第7条 区長は、一般廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、東京都板橋区資源環境審議会条例(平成9年板橋区条例第30号)に基づき東京都板橋区資源環境審議会に諮らなければならない。

(リサイクル推進員)

第8条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に熱意と見識を有する者のうちから、リサイクル推進員を委嘱する。

2 リサイクル推進員は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理等のため、区の施策への協力その他の必要な活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、リサイクル推進員について必要な事項は、区長が定める。

(顕彰)

第9条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関し、功績があったと認められる区民、事業者及びこれらの者で構成する団体を顕彰することができる。

(協力等)

第10条 区長は、区民及び事業者と連携し、協働して廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に努めなければならない。

- 2 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と協力し、又は調整を図るものとする。

第3節 事業者の責務

第11条 事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減に努めるとともに、自らの責任においてその事業系廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理をしなければならない。

- 2 事業者は、前項の取り組みに関し、自ら必要な情報を提供するように努めなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関し、区の施策に協力しなければならない。

第4節 区民の責務

第12条 区民は、環境に配慮した生活をするとともに、廃棄物の発生抑制及び再利用の促進等に努めなければならない。

- 2 区民は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関し、区の施策に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の発生抑制及び再利用の促進

第1節 区長が行う廃棄物の発生抑制及び再利用の促進等

(資源物収集、再利用等)

第13条 区長は、廃棄物の発生抑制及び再利用に関する計画を定めなければならない。

- 2 区長は、資源物の収集等を行うことにより、廃棄物の再利用の促進に努めなければならない。
- 3 区長は、物品の調達に当たっては、再生品等の環境に配慮した製品を選択する等により、自ら廃棄物の発生抑制及び再利用の促進に努めなければならない。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第14条 区長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めなければならない。

第2節 事業者が行う廃棄物の発生抑制及び再利用の促進等

(事業系廃棄物の発生抑制及び再利用の促進)

第15条 事業者は、資源の有効活用等により、事業系廃棄物の発生を抑制しなければならない。

- 2 事業者は、再利用の可能な物の分別を徹底し、その活用方法を開発する等、事業系廃棄物の再利用を促進するために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理

体制の確保等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同法第2条第5項に規定する再生部品をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（再利用の容易性の自己評価等）

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

（適正包装等）

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。
- 3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第19条 事業用の大規模建築物で、規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量

に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）

は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第20条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第21条 区長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

第22条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第20条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第3節 区民が行う廃棄物の発生抑制及び再利用の促進等

（自主的行動）

第23条 区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により、再利用を促進しなければならない。

2 区民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用を促進するための区民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、資源の有効利用に努めなければならない。

（包装、容器等の廃棄物の発生抑制等）

第24条 区民は、商品の購入等に際しては、適正な包装、容器等を選択すること等により、廃棄物の発生抑制及び再利用の促進に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正な処理

第1節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第25条 区長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及びこれを運搬する等、適正に処理しなければならない。ただし、特定家庭用機器廃棄物については、この限りでない。

(事業系廃棄物の処理)

第26条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(特定家庭用機器廃棄物の処理)

第26条の2 区民及び事業者は、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡さなければならない。

2 区長は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう、必要な措置を講じなければならない。

(事業者の中間処理義務)

第27条 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(処理技術の開発)

第28条 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自ら又は共同して技術開発を図らなければならない。

第2節 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第29条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第30条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

（事業者の下取り等による回収義務）

第31条 区長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項で指定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 区民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力するものとする。

4 区長は、第2項の事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第3節 一般廃棄物の処理

（処理の計画）

第32条 区長は、規則で定めるところにより一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示しなければならない。

2 区長は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示しなければならない。

（処理）

第33条 区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

（技術管理者の資格）

第33条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第1項に規定する資格とする。

（計画遵守義務等）

第34条 土地又は建築物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第4章、第72条及び別表において「占有者」という。）は、その土地又は建築物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物、資源物等に分別し、規則で定める各別の容器又は袋（以下「容器等」という。）に収納して集積所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器等について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器等及び当該容器等を持ち出しておく集積所を常に

清潔にしておかなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第34条の2 集積所に置かれた資源物については、区及び、区長が指定する事業者以外のものは、これを収集し、又は運搬してはならない。

2 前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者は、その収集し、又は運搬した資源物を原状に復さなければならない。

3 区長は、第1項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう警告することができる。

4 区長は、前項の警告に従わない者に対し、資源物の収集及び運搬を行わないよう命令することができる。

5 区長は、前項の命令に従わない者について、前項の命令に従わない旨並びに氏名及び住所その他必要な事項を公表することができる。

6 第3項及び第4項の規定による警告又は命令については、東京都板橋区行政手続条例(平成7年条例第31号)第3章の規定は、適用しない。

(粗大ごみの排出)

第35条 占有者は、粗大ごみを排出するときは、廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第52条第1項に規定する有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

2 占有者が区長の指定する施設に粗大ごみを運搬して排出するときの手続は、規則で定める。

(事業系一般廃棄物等の排出)

第36条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは容器に収納する容量に、袋で排出するときは収納する袋の容量に相当する第53条第1項に規定する有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

第37条 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性の物

(2) 危険性のある物

- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

第38条 占有者は、その土地又は建築物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善命令等)

第39条 区長は、占有者が第34条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

(事業者の処理)

第40条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、規則で定める処理の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第41条 事業者は、その建築物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第42条 区長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物、資源物等に分別して排出するよう命ずることができる。

(事業者に対する運搬等の命令)

第43条 区長は、規則で定める量以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第44条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

2 前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項に規定する一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項の受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。

(改善命令等)

第45条 区長は、事業者が第40条又は第41条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

(準用)

第46条 第33条第1項、第34条、第34条の2及び第37条から第39条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第4節 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物)

第47条 区長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 区長は、前項に規定する一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理については、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理命令)

第48条 区長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

第49条 第33条、第34条、第39条、第41条、第42条及び第45条(第40条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第5節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第50条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

第4章 手数料等

（廃棄物処理手数料）

第51条 区長は、家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。以下この項において同じ。）の収集及び運搬をしたときは1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出した占有者又は臨時に排出した占有者から、粗大ごみの収集及び運搬をするとき又は区長の指定する施設に運搬して排出された粗大ごみの運搬をするときは粗大ごみを排出する占有者から、別表に定める廃棄物処理手数料を徴収する。

2 区長は、事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の収集及び運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者又は臨時に排出した事業者から別表に定める廃棄物処理手数料を徴収する。

3 区長は、事業者が事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に運搬したときは、その事業者から別表に定める廃棄物処理手数料を徴収する。

4 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があるとき認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（有料粗大ごみ処理券の交付）

第52条 区長は、前条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。

2 有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(有料ごみ処理券の交付)

第53条 区長は、第51条第2項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者（臨時に排出する事業者を除く。）に有料ごみ処理券を交付する。

2 有料ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(動物死体処理手数料)

第54条 区長は、第38条（第46条において準用する場合を含む。）の規定による届出に従い動物の死体を処理したときは、占有者又は事業者から別表に定める動物死体処理手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第55条 区長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第51条に規定する廃棄物処理手数料又は前条に規定する動物死体処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第56条 区長は、第51条の廃棄物処理手数料又は第54条の動物死体処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項に規定する督促状には、その発行の日から15日以内において納付すべき期限を指定する。

(延滞金の額及び徴収方法)

第57条 前条の規定による督促をした場合においては、当該手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（1,000円未満の端数があるとき、又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

第58条 第51条の廃棄物処理手数料又は第54条の動物死体処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

第59条から第64条まで 削除

(許可申請手数料等)

第65条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数を申請の際に納付しなければならない

い。

- (1) 法第7条第1項の規定に基づき一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可を受けようとする者
1万5,000円
- (2) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者 3,000円
- (3) 法第7条第2項の規定に基づき一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の更新を受けようとする者 1万円
- (4) 法第7条第6項の規定に基づき一般廃棄物の処分の業の許可を受けようとする者 1万5,000円
- (5) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物の処分の業の許可に係る許可証の再交付を受けようとする者 3,000円
- (6) 法第7条第7項の規定に基づき一般廃棄物の処分の業の許可の更新を受けようとする者 1万円
- (7) 法第7条の2第1項の規定に基づき一般廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 1万円
- (8) 法第7条の2第1項の規定に基づき一般廃棄物の処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 1万円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が、東京都の特別区（板橋区を除く。）において既に法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収集及び運搬の業の許可を受けた者であるときは、手数料を納付することを要しない。

- (1) 法第7条第1項の規定に基づき一般廃棄物の運搬（区長の指定する処理施設への区長の指定する一般廃棄物の運搬に限る。）のみの業の許可を受けようとする者
- (2) 法第7条第2項の規定に基づき一般廃棄物の運搬（区長の指定する処理施設への区長の指定する一般廃棄物の運搬に限る。）のみの業の許可の更新を受けようとする者

第5章 生活環境に及ぼす影響についての調査の結果の縦覧等の手続

（対象となる施設の種類）

第65条の2 法第9条の3第2項（同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設とす

る。

(縦覧等の告示)

第65条の3 区長は、調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

(縦覧の場所及び期間)

第65条の4 調査書の縦覧の場所は、区長が前条の規定による告示において指定するものとする。

2 前項の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から起算して1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第65条の5 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、区長が第65条の3の規定による告示において指定するものとする。

2 前項の意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

第6章 地域環境の清潔保持

(地域の生活環境)

第66条 土地又は建築物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建築物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第67条 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、がれき、廃材等（以下「土砂等」という。）を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第68条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第69条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善命令等)

第70条 区長は、前3条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

第7章 雑則

(市街地開発事業における処理施設)

第71条 規則で定める大規模な市街地開発事業を行おうとする者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物を適正に処理するため、当該市街地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、あらかじめ、当該市街地開発事業の区域から生ずる一般廃棄物の適正な処理方法等について、区長に協議しなければならない。

(報告の徴収)

第72条 区長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第73条 区長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立入り、廃棄物管理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物管理指導員)

第74条 前条第1項の規定による立入検査及び廃棄物管理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

(委任)

第75条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第76条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第42条（第49条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- (3) 第45条（第49条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- (4) 第50条第3項の規定による命令に違反した者

第76条の2 第34条の2第4項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項の違反行為をした者が、常習として第34条の2第1項の規定に違反したときは、50万円以下の罰金に処する。

第77条 第39条（第46条及び第49条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第78条 第50条第1項の規定による届出をしなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第79条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。